

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

令和6年度の後期高齢者医療保険料について ※令和6年度から保険料率が変わります！

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内すべての市（区）町村で均一となります。
- ・制度改正に伴い、年間保険料の限度額と所得割率に激変緩和措置が適用されます。

| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| <p>年間保険料額</p> <p>(限度額 80 万円) ※ 1</p> | = | <p>均等割額</p> <p>(被保険者 1 人あたり)</p> <p>58,000 円</p> | + | <p>所得割額</p> <p>〔 総所得金額等 - 43 万円 (基礎控除) ※ 2 〕 × 10.98% (所得割率) ※ 3</p> |
|---|---|--|---|--|

- ※ 1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者及び令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった方は73万円となります。
- ※ 2 合計所得金額が2,400万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が逦減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。
- ※ 3 令和5年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた後が58万円までの方は10.80%となります。

保険料（均等割額）の軽減について

所得が低い方に対する均等割額の軽減について、次のとおり対象者の範囲が見直されました。

| 均等割の軽減額 | 同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（※1）の合計金額 |
|---------|-----------------------------------|
| 7割 | 【基礎控除額（※2）】以下の世帯 |
| 5割（改正） | 【基礎控除額（※2） + 29.5万円 × 被保険者数】以下の世帯 |
| 2割（改正） | 【基礎控除額（※2） + 54.5万円 × 被保険者数】以下の世帯 |

- （※1）均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。
- （※2）給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額（43万円）に次の金額が加算されます。
加算額：（給与所得者等の数（※3） - 1） × 10万円
- （※3）「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の方の合計人数です。

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（町に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295